

さぎょうはん すす かた あん
作業班の進め方 (案)

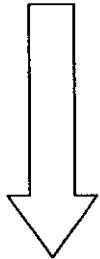
もくてき
目的:

ちてきしょうがいしゃおよ しょうがいじ ちいきせいかつしえん げんじょう かだい あき
知的障害者及び障害児の地域生活支援について、現状と課題を明らかにするとと
もに、かだい かいけつ せさく ほうこうせい ぎろん
課題を解決するための施策の方向性を議論する。

けんとう ないよう
検討テーマと内容:

だい かいめ
第1回目

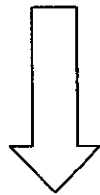
いちじゆんめ ぎろん せいり ぎろん かくにん
一巡目の議論の整理と議論するテーマの確認



- いちじゆんめ ぎろん もと さいかくにん
・一巡目の議論を基に、ニーズとサービスの再確認
- ぎろん しほ こ
・議論するテーマの絞り込み
- ないよう けんとう
・ヒアリング内容の検討

だい かいめ
第2回目

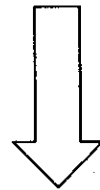
いいんいがい たちば かんけいしゃ
委員以外の立場の関係者からのヒアリング



- むす じっせん たちば
・ニーズをサービスに結びつける実践の立場から
- にゆうしょせつ ちいき いこう すす たちば
・入所施設から地域への移行を進める立場から
- おや たちば
・親の立場から

だい かいめ
第3回目

げんじょう かだい せいり せさく ほうこうせい ぎろん
現状のニーズと課題の整理とともに、施策の方向性についての議論



- けんとうかい ほうこくあん
・検討会への報告案

けんとうかい ほうこく
検討会に報告

ちてきしょうがいしゃ しょうがいじ およ げんじょう かだい
知的障害者・障害児のニーズ及びサービスの現状と課題について

～「障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会」における各委員の発言等から～

しえん きほんほうこう
1. 支援の基本方向について

- ちてきしょうがいしゃ しせつ ちいき せいかつ きほん
知的障害者にとっても、施設ではなく、地域での生活が基本ではないか。
しせつ せいかつ もんだい
施設での生活には、プライバシーの問題もある。
- しせつせいかつ よ めん ちてきしょうがいしゃ しせつ ちいき せいかつ
施設生活は良い面もある。また、知的障害者が施設ではなく地域での生活を
おく ばあい げんこう かいごほけんせいど じゅうぶん りょう うえ
送る場合、現行の介護保険制度においては十分なサービス量が受けられる
のか、不安もある。
- ちてきしょうがいしゃ しょうがいしゃ まえ じんげん ほんざい かんが
知的障害者は、障害者である前にまず、人間として存在すると考えてお
り、意思決定に参加することが重要。そして、障害者と親が力を合わせ
ひつよう
る必要がある。
- ちてきしょうがいしゃ ちいき せいかつ ゆた なかまどうし さまざま とうじしゃ
知的障害者は、地域での生活を豊かにするため、仲間同士で様々な当事者
かつどう おこな たす あ ぐたいてき じっせんれい ほんざい じゅうよう
活動を行い、助け合ってきた。具体的な実践例の存在が重要。また、ヘル
パーの支援があれば、重度の人でも地域で自立した生活ができる。
- ちてきしょうがいしゃ にゅうしょしせつ じんこうあ すう すい い み
知的障害者の入所施設について、人口当たりのベッド数の推移を見ると、
おうべい そうか げんしょう てん にほん そうか
欧米では増加したあと減少に転じているが、日本は増加してきており、こ
れからが節目。なお、主に提供されるサービスは、おうべい いりょうてき
欧米では医療的ケアで
あるのに対し、日本では生活支援と異なる。

2. 制度の在り方に関する考え方について

- 重症心身障害児(者)は、適切な医療の管理下になれば命にかかわる。
施設が限られていることもあり、在宅生活の支援は重要である。ただし、在宅生活は、施設における医療・福祉・教育が一体となった療育あつてこそそのものである。在宅施策と施設施策が連携することが重要である。
- 自閉症に対する社会の理解と配慮が、あらゆる生活の場面で必要である。
家庭、学校、施設、職場に入り込み、継続して指導・助言をする専門家とそれを支える仕組み、医療・福祉・教育の連携が必要である。
- 自閉症を独立した障害として制度上認めて、必要なサポートをしていくことが求められる。
- 公的サービスを弾力的で柔軟な運用をすることで利用者ニーズの多くに対応可能となる。
- 公助のみでニーズを賄うよりも、ケアマネジメントの手法を利用しながらインフォーマルサービスを加える方が、生活の幅に広がりが出る。
- ホームヘルプサービスをはじめとする現行のサービスについては、当事者の生活ニーズに合ったサービスが提供できるよう、柔軟に実施できる仕組みが必要である。

- 制度の柔軟性は必要だが、納税者である国民が納得できる客観性や根拠を示し、合意を得ることが前提である。
- サービスメニューを固定して、それに縛られるよりも現状の大まかな枠で良いのではないか。なお、制度の柔軟性はケアマネジメントやサービス調整の仕組みとセットであることが必要である。

3. ホームヘルプサービスについて

- 知的障害者に対応できる、移動介護などを行うホームヘルパーが少ない。
- 知的障害者のホームヘルプサービスや家賃助成などを充実し、生活の可能性を拡げてほしい。
- ホームヘルプサービスでは担えない送迎や一時預かりのニーズへの対応を、県単・市単事業で行っている。ホームヘルプサービスの便宜の内容の見直しが必要である。
- 利用者のニーズに対応して、若年ヘルパー、男性ヘルパー、ガイドヘルパー一の増員が重要である。
- 障害者がヘルパーを希望するのは、これまでできなかったことをできるようになりたいからであり、そこにはエンパワメントの視点が入ってくる。
- 市の予算の使い方を考慮する必要がある。ある地域では、重度の知的障害者に月200時間しかホームヘルプサービスを使っていないところがあり、こ

れで地域生活が維持できるか不安である。レスパイトサービスよりもホームヘルプサービスを優先すべきではないか。

- 例えば失禁、転倒、パニックといった突発的に起こることに対する速やかな対応についてどう考えるか。
- 24時間体制で待機者がいて緊急派遣を行う緊急介助派遣のようなサービスが必要ではないか。
- 職場や学校での介助をどう考えるか。
- 通勤・通学等の日常かつ恒常的な移動に対しての支援についてどう考えるか。
- 自閉症者に対する移動介護における見守りとしての支援が必要ではないか。
- 移動介護における、公共交通機関以外の移動手段（自家用車等）を認めるべきではないか。
- 移動介護における、宿泊を伴う外出をどう考えるか。
- 障害者のホームヘルプは、自宅における介護だけではなく、自立して社会で暮らすということをサポートすることである。
- 障害者のホームヘルプサービスを担うヘルパーが不足している。特に、男性ヘルパーやガイドヘルパーの確保が困難である。

4. グループホームについて

- 知的障害者にとり、年金は生活の基本となるので、十分な額が必要である。

- 知的障害者のホームヘルプサービスや家賃助成などを充実し、生活の可能性を拡げてほしい。(再掲)
- アメリカのグループホームでは、不審死が起きているなど、世話人の量と質の問題が問われている。グループホームが「ミニ施設」にならないようにする必要がある。
- 重症心身障害者福祉ホームの創設が必要ではないか。
- グループホームの世話人の業務と質の向上についてどう考えるか。
- グループホームにおいてより多くの支援を必要とする者(重度障害者)への対応についてどう考えるか。
- 公営住宅について、知的障害者の単身入居を可能とすべきではないか。
- グループホームや民間のアパートに生活する障害者への家賃補助が必要ではないか。
- 親亡きあとの当事者の家をグループホームとして活用するなど、地域の資源を有効に活用していけば生活の根拠ができ、社会参加につながる。
- 施設から地域への流れを具体的に押し進めるための取組みとして、グループホームの整備を一層進めていくことが必要である。

さぎょうはん おも ろんてん あん
作業班における主な論点 (案)

○ ホームヘルプサービスについて

- ・ ちいきせいかつ 地域生活におけるニーズとホームヘルプサービスとして ていきょう 提供すべき べんぎ 便宜について

- ・ こんご 今後のサービスの 質と 量 を確保するための ほうさく 方策について

○ グループホームについて

- ・ グループホームにおいて ていきょう 提供すべき べんぎ 便宜について

- ・ こんご 今後のサービスの 質と 量 を確保するための ほうさく 方策について